

「合志市男女共同参画まちづくり条例」

○この条例の制定により、「男女共同参画社会の実現」のための責任と義務が生まれ、今後、男女共同参画の理念を中心にすえたさまざまな施策（左ページに概要を記載）に合志市は取り組んでいきます。

総務課 総務選挙班（合志庁舎）
☎（248）1112 FAX（248）1199

を制定しました！

詳しい内容は、後日、全世帯に配布します。



市は、平成18年度から、合志市男女共同参画推進懇話会委員（20人）とともに、「合志市男女共同参画まちづくり条例」の素案づくりをしてきました。そして、今年、市民の皆さんからパブリックコメントを募り、その意見等を検討し先の9月議会で可決され即日公布しました。約1カ月間の周知期間後11月1日に施行します。

今後は、この条例をもとに、市民、事業者、関係機関等と連携し男女共同参画の意識をまちづくりに活かしながら、さまざまな施策に取り組んでいきますので皆さんのご協力をお願いします。

「合志市男女共同参画まちづくり条例」制定の理由…

市では、男女共同参画社会の実現に向けて、これまで講演会や啓発資料配布などに取り組んできました。しかし、多様化する生活環境労働形態、進行する少子高齢化、国際化、情報化など急激に変化する社会の中でまださまざまな課題が残されており、なお一層の努力が必要な状況にあります。

男女共同参画社会は、男女の特性を尊重しあいながら市民が一体となって支えあい思いやりのある「まちづくり」に取り組むことで実現されます。

そこで、一人ひとりが幸せに生きる権利を大切にしてお互いが輝いて生きる、心豊かで活力ある合志市を築くために、この条例を制定しました。



今後は、条例に基づき、さまざまな手法で男女共同参画に係わる講演会などを実施していきます
写真は、今年1月に実施した男女共同参画イベント

「合志市男女共同参画まちづくり条例」の概要

男女共同参画社会の実現

男女共同参画施策の推進

基本理念

- ①男女の人権の尊重
- ②社会における制度又は慣行についての配慮
- ③政策等の立案及び決定への共同参画
- ④家庭生活及び他の活動の両立
- ⑤生涯を通じた健康への配慮
- ⑥国際的協調



この理念に基づいて、男女共同参画社会の形成のためのさまざまな施策に取り組めます。

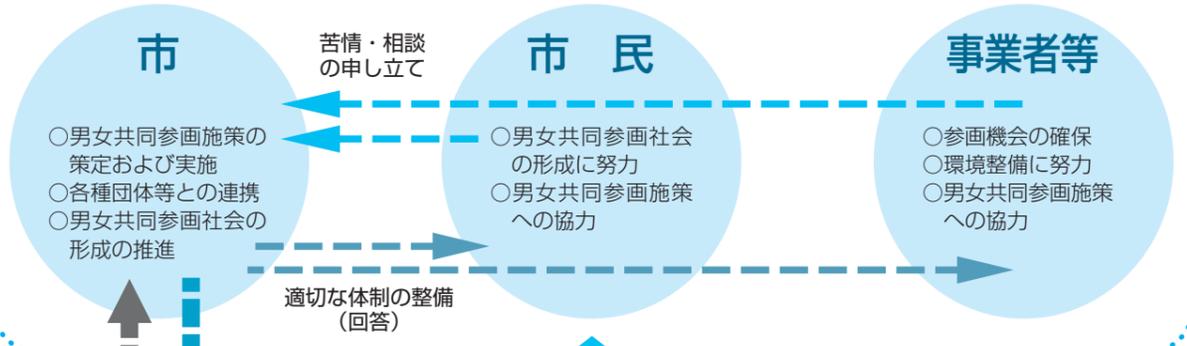
禁止規定

- ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントの禁止
- 性別による差別的な取扱いの禁止

責務・連携

*市民…居住者、通勤者、通学者

*事業者等…事業を行う個人、法人・その他団体



取り組む内容

懇話会の設置（20人以内）
*学識経験者、団体推薦、公募、市長推薦

- 男女共同参画施策の樹立と推進
- 調査研究
- 男女共同参画施策に関する苦情相談処理

- 公衆に表示する情報に関する留意
 - ……性別による固定的な役割分担、女性に対する暴力を助長、または連想させる表現を行わない。
- 市民および事業者等の理解を深めるための措置
 - ……広報活動の充実、啓発活動等の適切な措置。
- 市民および事業者等の活動に対する支援
 - ……情報の提供、その他の必要な措置。
- 職業生活と家庭生活等との両立の促進
 - ……子育ておよび介護に関するサービスの充実、職場における環境づくりの促進。
- 積極的改善措置
 - ……審議会等の男女の構成を偏りのないよう配慮。また、職員の登用は性別にかかわらず、その能力に応じ均等な機会を確保。

etc……